

# 河川整備基本方針 及び河川整備計画について

# 1. 河川整備基本方針及び河川整備計画について

**河川整備基本方針**  
(河川法第16条)  
(長期的な基本方針)

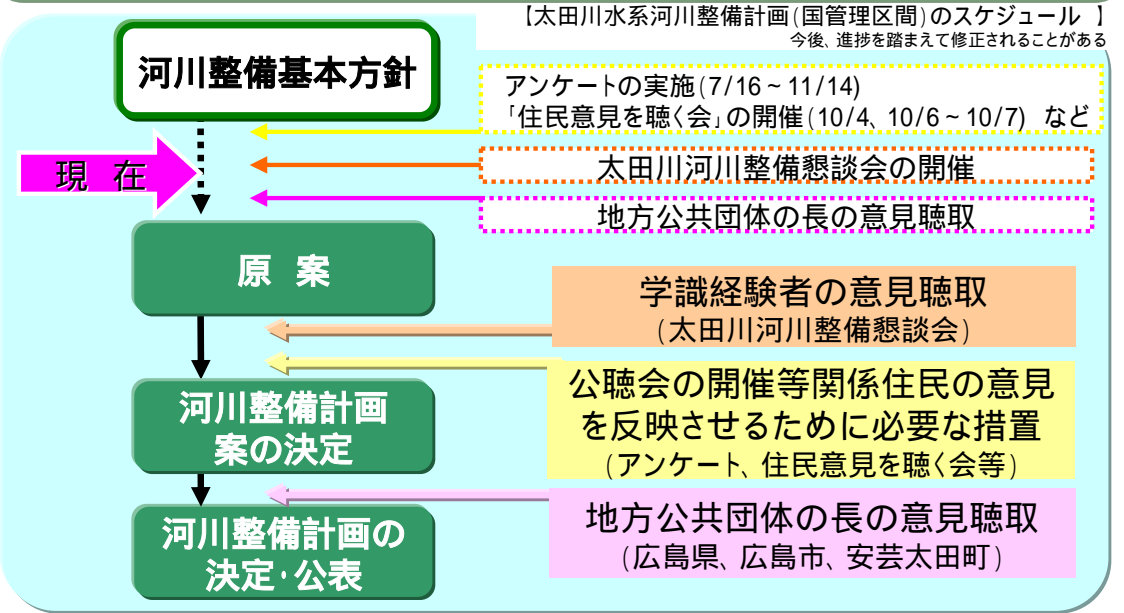
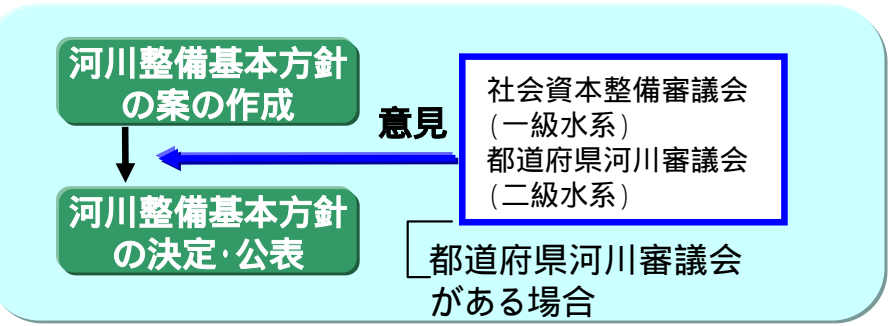
**河川整備計画**  
(河川法第16条の2)  
(20～30年の具体的・段階的な計画)

内容

- 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
  - 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
  - 主要な地点の計画高水流量に関する事項
  - 主要な地点の計画高水位、計画横断形に係る川幅に関する事項
  - 主要な地点の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- 河川整備の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項
  - 河川工事の目的、種類及び施行の場所、並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
  - 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

手順



策定者

国土交通大臣

地方整備局長等 または 都道府県知事

策定範囲

水系ごと

一定の区間ごと(国管理区間など)

太田川水系

平成19年3月30日策定

区 間		時 期
国管理		平成20年度策定(予定)
広島県管理	太田川下流ブロック	平成14年2月策定
	三篠川ブロック	平成15年7月策定
	その他	未定

# 太田川水系河川整備基本方針の概要

## 流域及び氾濫域の概要

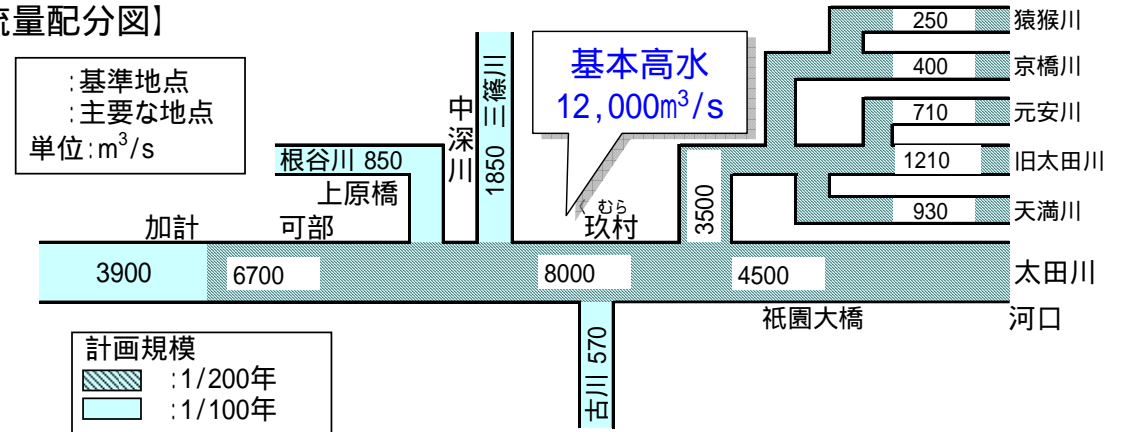
流域には中四国地方唯一の百万都市である広島市街地が形成され、中枢管理機能が集積  
 太田川下流デルタ域の市街地は江戸期～明治期に干拓により形成されたいわゆるゼロメートル地帯 洪水・高潮によりひとたび氾濫すれば被害は甚大



## 災害の発生の防止又は軽減

工事実施基本計画策定後に計画を変更するような出水は発生しておらず、流量確率(1/200相当)や既往洪水の検証等を踏まえ、基本方針においても既定計画の基本高水ピーク流量12,000m<sup>3</sup>/s(玖村)を踏襲

【流量配分図】



太田川(放水路)、市内派川、高瀬堰地点等の流下能力を総合的に勘案し、計画高水流量を基準点玖村において8,000m<sup>3</sup>/s(既定計画7,500m<sup>3</sup>/s)と設定  
 基本高水流量と計画高水流量の差分については、上流既設ダムの有効利用等により対応  
 高潮対策については引き続き関係機関と連携・調整し、広島湾域として一体となって実施  
 中・上流部における床上浸水対策は、地域毎の地形特性・居住形態に応じて、連続堤の整備、輪中堤の整備、道路の嵩上げにあわせた宅地の嵩上げ等の対応

## 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

動植物の保護・漁業など9項目の検討により、維持流量を設定し、水利流量、流入量を含めて正常流量を矢口第1地点において概ね15m<sup>3</sup>/sに設定  
 発電等による減水区間の流況改善に向けた取り組みを関係機関の協力のもとに継続



瀬(減水区間)

## 河川環境の整備と保全

自然豊かな河川環境を保全、継承  
 市内派川を含む河口域では、国・県・市が協力して「水の都ひろしま」構想を基に、水辺の賑わいをもたらす活動の支援を実施  
 アユ、サツキマス等の回遊魚が生活史を支えるため縦断的な生息環境を確保  
 多様な動植物の生息場としての干潟環境の保全・確保



干潟・塩生植物群落



オープンカフェ 公共空間の多目的利用を目指す社会実験 京橋川